

沖建審 第 5 号
平成22年 6月10日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県建設業審議会
会長 富川 盛武



建設工事における最低制限価格の見直しについて(答申)

平成21年3月26日付け沖縄県諮問土第30号で諮問のあった事項については、付帯意見を付し、下記のとおり議決したことを答申します。

記

- 1 最低制限価格の範囲について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の範囲を「予定価格の100分の70から100分の90」とすること。
- 2 最低制限価格の算定式について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の算定式を以下のとおりとすること。
 - ・直接工事費 : 直接工事費の額×1.00
 - ・共通仮設費 : 共通仮設費の額×0.90
 - ・現場管理費 : 現場管理費の額×0.80
 - ・一般管理費等 : 一般管理費等の額×0.60
- 3 付帯意見
今後、建設業の経営状況の改善が見られない場合においては、改めて建設業審議会でも審議するものとする。

沖縄県諮問土第30号

沖縄県建設業審議会

建設工事における最低制限価格の見直しについて（諮問）

沖縄県建設業審議会設置条例（平成20年12月26日条例第47号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項 「建設工事における最低制限価格の見直しについて」

2 諮問の趣旨

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されている。

県においては、最低制限価格は「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」いわゆる「公契連モデル」による算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約額の種類及び金額に応じて設定しておりますが、今後適正な最低制限価格のあり方を検討するため意見を求めるものである。

平成21年3月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多



最低制限価格の見直しについて

1. 沖縄県建設業審議会について

沖縄県建設業審議会は、公共事業の入札制度の在り方や、県内の建設業の活性化のための施策等、「建設業の改善に関する重要事項」について、知事の諮問に応じ調査審議する機関である。

2. 最低制限価格の見直しの経緯について

(1) 平成21年3月26日、沖縄県知事より沖縄県建設業審議会に対し「建設工事における最低制限価格の見直しについて」の諮問を行った。

(2) 平成21年4月24日から、公契連モデルを準拠して「予定価格の65%から85%」の範囲を、「70%から90%」の範囲に改正し、併せて算定式の見直しを行い、同日の指名通知及び入札広告する工事から適用した。

範囲	「予定価格の70%から90%」	
算定式		
直接工事費×0.95	共通仮設費×0.90	
現場管理費×0.70	一般管理費等×0.30	

(3) 6月22日からは、県の基幹産業であり、裾野が広く、地域経済への影響が極めて大きい建設産業が、非常に厳しい経営環境にあることから、各県の最低制限価格の見直し状況等を参考に、再度の見直しを実施し、当分の間、緊急避難的措置として「公契連モデルの算定式」に上乗せした運用を図った。

算定式		
直接工事費×1.00	共通仮設費×1.00	
現場管理費×0.70	一般管理費等×0.30	

(4) 6月から12月まで、平成19年度・20年度に土木建築部が発注した建設工事について「工事コスト調査」を実施した。

(5) 平成22年5月24日、第5回審議会において、これまでの審議会における審議内容、「工事コスト調査」の結果を踏まえ、最低制限価格の範囲及び算定式について答申を行なうとの結論に至った。

範囲	「予定価格の70%から90%」	
算定式		
直接工事費×1.00	共通仮設費×0.90	
現場管理費×0.80	一般管理費等×0.60	

(6) 平成22年6月10日に行われた答申を受け、6月28日以降に指名通知又は公告を行う建設工事から適用する予定である。